地域力創造アドバイザーについて

総務省　地域力創造グループ　人材力活性化・連携交流室

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html

※令和7年4月1日現在　計661名・組織（内訳：民間専門家　635名、先進自治体で活躍している職員　26名（2組織を含む））

対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ

1. 市町村においてアドバイザーを**地域人材ネット**から探す
   - 地域の課題について助言がほしい
2. 興味のあるアドバイザーに連絡
   - 招へいの可否、日程、諸謝金、旅費等を調整
3. 市町村にて予算を計上
4. アドバイザーの助言・指導
5. 市町村から謝金等をアドバイザーに支払い
6. 取組経費を総務省に報告
   - 特別交付税の額の算定に用いる基礎数値について
7. 総務省が特別交付税を市町村へ交付

アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

- 取組事例

  ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年８回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

- 成果・効果

  ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。

財政措置

- 対象市町村

  ①　三大都市圏外の市町村

  ②　三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

- 財政措置の内容

  市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。　※財政力補正あり

1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- **民間専門家活用（590万円／年）※R7年度から上限額引き上げ**
- **先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）**